

○関係団体の職員が構成する職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

(平成9年4月17日
規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）附則第20項に基づき、関係団体の職員が構成する職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例について定めることを目的とする。

(専ら従事できる期間)

第2条 法附則第20項の公平委員会が定める期間は7年とする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。